

## 川本地区複合施設愛称選定委員会設置要綱

令和5年7月5日教育長決裁

### (設置)

第1条 川本地区複合施設（川本生涯学習センター・川本公民館、川本図書館、川本総合支所）の愛称を選定するにあたり、川本地区複合施設愛称選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 愛称の選定に関すること。
- (2) その他、委員会において必要と認められる事項。

### (組織及び委員)

第3条 委員会の委員は9人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 川本地区の住民を代表する者
- (2) 市職員
- (3) このほか、教育長が適当と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は委員会の設置目的の達成をもって終了する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は教育部生涯学習スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。